

2013 年 5 月 24 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 267 号 ）

国家外貨管理局、 保税区域の外貨管理を改善 利便化の一方でリスク管理強化も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013 年 5 月 22 日付で『税関特殊監督管理区域における經常項目外貨管理の改善に関連する問題についての通達』（匯発[2013]22 号、以下『22 号通達』という）を公布しました。同局が 2013 年 4 月 23 日付で公布した『税関特殊監督管理区域外貨管理弁法』（匯発[2013]15 号、以下『弁法』という）の補充規定で、税関特殊監督管理区域内の企業（以下「保税区域」「区内企業」という）¹による貿易取引に係る外貨取扱の利便化を図っており、『弁法』と同じく 2013 年 6 月 1 日より実施されます。

先に公布された『弁法』は、2012 年 8 月の貨物貿易外貨管理制度改革を受けて区内企業に対する外貨管理規定を簡素化し、別途規定がある場合を除き、「区内機構の外貨収支は、国内税関特殊監督管理区域外の外貨管理規定に基づき手続を行う」（第 4 条）ことを明確にしました²。ただ、その内容は保税区域における外貨管理の枠組みを示しているだけであったことから、追加説明の発表が待たれていました。

以下、『22 号通達』の規定内容を確認します。

□ 企業リストへの登記に一本化

『22 号通達』はまず、『保税監督管理区域外貨登記証』とそれに関連する年度検査を廃止しました（第 1 条）。昨年 8 月の改革により、外貨の受取・支払に関わる区内企業は、『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』への署名をもって「貨物貿易外貨受取・支払企業リスト」に登録されていますが、新設の区内企業も今後は『保税監督管理区域外貨登記証』の手続を行う必要がなくなり、所在地の外貨管理局でリスト登記手続を行うだけとなります。なお、銀行等の金融機関はリストに登録されていない企業の

¹ 「税関特殊監督管理区域」について、『弁法』は「保税区、輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税区等の税関が封鎖監督管理を実行する特定区域を含む」（第 2 条）と明記しているほか、「保税物流センター（A、B 型）、輸出監督管理倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所等は、本弁法を参照、適用する」（第 9 条）としています。

² 『弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 264 号をご参照ください。

⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.264.pdf

ために外貨の受取・支払手続を行うことができません³。

□ 区内企業の外貨受取・支払手続を明確化

『22号通達』は区内企業の貨物貿易に係る外貨支払について、区外企業の貨物貿易と同様、輸入通関申告書、輸入契約書、インボイス等の関連書類を銀行に提出することで決済できると規定しています（第3条）。区内企業はこれまで、所在地でしか支払手続を行えませんでした。『22号通達』により遠隔地でも支払手続を行えるようになりました。また、外貨の受取・支払手続に必要な通関申告書について、保税貨物の場合は出入国貨物届出リストで代替できるとしています。なお、受取外貨の元転手続も簡素化されており、区内企業は通常の貨物貿易外貨管理規定に基づいて元転でき、使途証明書や資金源証明書を提出する必要がなくなっています（第5条）。

『貨物貿易外貨管理ガイドライン』（匯発[2012]38号付属文書1）の第14条は「輸出した者が外貨受取を行い、輸入した者が外貨支払を行う」という原則に基づき、貿易外貨受取・支払業務を行わなければならない」と規定しており、企業が輸出入代理企業を利用して貿易取引を行う場合、外貨の受取・支払もその代理企業を通じて行わなければなりません。一方、区内企業は貨物流と資金流が一致しないスキームの貿易取引についても外貨の受取・支払が可能となっていますが、その前提として「真実、合法的な取引基礎」を有していなければならない、銀行も「取引書類の真実性およびその外貨収支との一致性に対して合理的な審査を行わなければならない」と規定されています（『弁法』第6条）。

『22号通達』はさらに、輸入貨物通関申告書や入国貨物届出リストに記載された経営単位と実際の外貨支払企業が異なる場合、「支払人と経営単位が不一致である原因の書面説明、ならびに取引の真実性および該当する不一致状況を証明することができる商業証憑および関連する税関監督管理書類を提出し、合わせて関連書類を保存して審査に備えなければならない」（第3条）としているため、留意が必要です。

□ 輸出代金の国外留保が可能と明記

『22号通達』は、「区内機構は、真実、合法的な取引背景を有する輸出収入を国外に留保することができる」（第2条）と明記しました。区内企業は『貨物貿易外貨管理ガイドライン実施細則』（匯発[2012]38号付属文書2、以下『実施細則』という）の第3章（第21条～第36条）等が規定する条件と手続方法に基づいて輸出代金を国外に留保しておくことができます⁴。

□ 外貨の事前購入も可能と確認

貨物貿易に伴う外貨の事前購入について、『実施細則』第14条は「企業はその真実かつ合法的な輸入外貨支払の必要に基づき、事前に外貨を購入し、その経常項目外貨口座に預け入れることができる」と規定しています。今回の『22号通達』は、区内企業も外貨の事前購入が可能であることを確認しました

³ これは、『貨物貿易外貨管理ガイドライン』の「金融機関はリストに掲載されていない企業のために貿易外貨受取・支払業務を取り扱ってはならない」（第10条）とする規定に準ずるものです。

⁴ 輸出代金の国外留保については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第229号15～17ページの説明をご参照ください。

⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.229.pdf

(第4条)。その規定内容も『実施細則』等とほぼ同様で、区内企業は契約変更等の原因により対外支払ができなかった場合に事前購入した外貨を元転するか、そのまま保有するかを自主的に選択できますが、外貨の事前購入と対外支払は同一銀行で手続きしなければなりません。

□ サービス貿易も手続を簡素化

区内企業のサービス貿易に係る外貨管理も簡素化されました。『22号通達』は、1件当たり5万米ドル相当以下のサービス貿易に係る外貨の支払・受取について、「金融機関は原則上、取引書類を審査・確認しなくともよい」(第6条)と規定しています。ただし、資金の性質が不明朗な場合、金融機関は取引書類の提出を求めることができるほか、対外支払手続に税務証明が求められている場合はその提出が必要になります。

なお、区内企業間のサービス貿易は、人民元もしくは外貨で計算・決済できますが、区内企業と区外企業とのサービス貿易は人民元で計算・決済しなければならず、外貨で行ってはならないとされています(『弁法』第5条)。

□ リスク管理規定の制定を各地に要求

国家外貨管理局は、2013年5月5日付で『外貨資金流入管理の強化に関連する問題についての通達』(匯発[2013]20号)を公布し、ホットマネーの流入を抑制するための緊急措置を実施しています。外貨の不正な持込に保税区の貿易取引スキームを悪用するケースが少なくないことを受け、『22号通達』は管轄内に保税区域を有する外貨管理局各分局に対し、保税区域の貨物貿易外貨管理に係るリスク管理規定を制定するよう求めています。貿易取引量が特に多い天津、上海、江蘇、広東、深圳等9省市の分局に対しては、5月28日までに制定した管理規定を総局に報告するよう求めており、6月1日の『弁法』と『22号通達』の施行に合わせて、その管理規定が実施されるとみられます。

*

『22号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2013]22号

税関特殊監督管理区域における経常項目外貨管理の改善に関連する問題についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局、外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

税関特殊監督管理区域の経常項目外貨受取・支払管理を完強化し、対外貿易のアップグレード転換を支持し、対外貿易の安定的な成長を促進するため、『税関特殊監督管理区域外貨管理弁法』（匯発[2013]15号）に基づき、国家外貨管理局は2013年6月1日より、税関特殊監督管理区域の経常項目外貨管理をさらに改善することを決定した。ここに関連する問題について以下のように通達する。

- 1、 税関特殊監督管理区域機構（以下「区内機構」という）は、『保税監督管理区域外貨登記証』（以下『登記証』という）手続および『登記証』の年度検査を行う必要はない。すでに確認発行した『登記証』は再び使用しない。

新設の区内機構は、貨物貿易の外貨受取・支払、外貨購入・元転手続を行う前に、『貨物貿易外貨管理ガイドライン』およびその実施細則（匯発[2012]38号文書の印刷・発行、以下「貨物貿易法規」という）に基づき、所在地の国家外貨管理局分局（以下「外管局」という）で「貿易外貨受取・支払企業リスト」（以下「リスト」という）の登記手続を行わなければならない。すでに『登記証』手続を行った区内機構は、貨物貿易法規の規定に基づき『貨物貿易外貨受取・支払業務取扱確認書』に署名した後、自動的にリストに組み込まれる。

金融機関は、リストに存在しない区内機構のために直接、貨物貿易外貨受取・支払業務を行ってはならない。金融機関は、「貨物貿易外貨モニタリングシステム」を通じて当該区内機構が「特殊監督管理区域内企業」であることを検索・確認した後、規定に基づきそのために関連外貨受取・支払業務を行わなければならない。

- 2、 区内機構は、真実、合法的な取引背景を有する輸出収入を国外に留保することができる。区内機構が輸出収入を国外に留保するために有していなければならない資格条件、口座開設登記、留保規模、期限および戻入要求等は、貨物貿易法規に基づき手続を行わなければならない。その他の経常項目外貨収入の国外への留保は、サービス貿易外貨管理法規に基づき手続を行わなければならない。
- 3、 区内機構の貨物貿易支払管理を簡素化する。区内機構が行う貨物貿易支払手続は、貨物貿易法規を参照して対応する有効な証憑および商業書類を提供し、『登記証』を提供する必要はなく、所在

地以外の省、市で遠隔地の支払業務を行うことができる。貨物貿易法規の規定が輸出入貨物の通関申告書の提出を求めている場合、保税に係る貨物貿易は出入国貨物届出リストで代替することができる。金融機関は、入国貨物届出リストもしくは輸入貨物通関書の電子ファイルの消込、相済み案件とする等の手続を行う必要はない。

区内機構が貨物貿易外貨支払手続を行うとき、提供した輸入貨物通関申告書の原本もしくは入国貨物届出リストにある経営単位がその他の機構である場合、支払人と経営単位が不一致である原因の書面説明、ならびに取引の真実性および該当する不一致状況を証明することができる商業証憑および関連する税関監督管理書類を提出し、合わせて関連書類を保存して審査に備えなければならない。金融機関は、規定に基づき合理的な審査を行わなければならない。

- 4、 区内機構は、その真実で合法的な輸入支払需要に基づき事前に外貨購入し、その経常項目外貨口座に預け入れることができる。事前の外貨購入および実際の対外支払は、同一の金融機関で手続を行わなければならない。契約変更等の原因により区内機構が事前に外貨購入した後に対外支払することができなくなってしまう場合、区内機構は元転またはその経常項目外貨口座への保留を自主的に決定できる。
- 5、 区内機構の貨物貿易元転管理を簡素化する。区内機構は、貨物貿易法規に基づき関連書類により金融機関で貨物貿易収入の元転手続を行うことができ、金融機関は規定に基づき合理的な審査を行う。
- 6、 区内機構のサービス貿易外貨管理を簡素化する。区内機構が1件あたり5万ドル相当（5万ドルを含む）以下のサービス貿易の外貨受取・支払手続を行う場合、金融機関は原則上、取引書類を審査・確認しなくともよいが、資金の性質が不明確な外貨受取・支払業務について、金融機関は区内機構および個人に取引書類の提供を要求して合理的な審査を行うことができる。区内機構が1件あたり5万ドル相当以上のサービス貿易の外貨受取・支払手続を行う場合、金融機関はサービス貿易外貨管理法規の規定に基づき直接、取引書類を審査・確認した後、手続を行うことができる。規定に基づき税務証憑を提出しなければならない場合は、その規定に従う。
- 7、 外管局は、貨物貿易法規に基づき区内機構の貨物貿易外貨受取・支払に対してオフサイト・モニタリングを行い、異常もしくは疑わしい状況に対して立入確認もしくは立入検査を行い、合わせて確認および検査結果に基づき分類管理を行う。

各分局、外貨管理部（以下「各分局」という）は、貨物貿易法規を参照して当該地区税関特殊監督管理区域の貨物貿易外貨管理リスク防止オペレーション規定を制定しなければならない（要求は付属文書を参照）。天津、上海、江蘇、広東、重慶、浙江、深圳、青島、寧波等9省市の分局、外貨管理部は、2013

年5月28日までに当該地区のリスク防止オペレーション規定を総局に報告して届け出なければならない。各分局は、積極的に地方の関連部門と交流・協調し、監督管理に必要な税関特殊監督管理区域の貨物流データを取得しなければならない。

各分局は、通達の本文を遅滞なく管轄内の中心支局（支局）、中国資本外貨指定銀行（本店を含む）、地方商業銀行、外資銀行に転送しなければならない。執行過程において問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局經常項目管理司にフィードバックすること。

付属文書：略

国家外貨管理局
2013年5月22日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2013]22 号
关于改进海关特殊监管区域经常项目外汇管理有关问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为完善海关特殊监管区域经常项目外汇收支管理，支持外贸升级转型，促进外贸稳定增长，根据《海关特殊监管区域外汇管理办法》（汇发[2013]15 号），国家外汇管理局决定自 2013 年 6 月 1 日起，进一步改进海关特殊监管区域经常项目外汇管理。现就有关问题通知如下：

- 一、 海关特殊监管区域机构（以下简称区内机构）无须办理《保税监管区域外汇登记证》（以下简称《登记证》）及进行《登记证》年检。已核发的《登记证》不再使用。

新设区内机构办理货物贸易外汇收支、购结汇前，应按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则（汇发[2012]38 号文印发，以下简称货物贸易法规），到所在地国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）办理“贸易外汇收支企业名录”（以下简称名录）登记手续。已办理《登记证》的区内机构，按照货物贸易法规规定签署《货物贸易外汇收支业务办理确认书》后自动列入名录。

金融机构不得为不在名录的区内机构直接办理货物贸易外汇收支业务。金融机构应当通过“货物贸易外汇监测系统”查询确认该区内机构为“特殊监管区域内企业”后，按规定为其办理相关外汇收支业务。

- 二、 区内机构可将具有真实、合法交易背景的出口收入存放境外。区内机构将出口收入存放境外应当具备的资格条件、开户登记、存放规模、期限以及调回要求等应按货物贸易法规办理。其他经常项目外汇收入存放境外应按服务贸易外汇管理法规办理。

- 三、 简化区内机构货物贸易付汇管理。区内机构办理货物贸易付汇，参照货物贸易法规提供相应有效凭证和商业单据，无须提供《登记证》，可以在所在地以外的省、市办理异地付汇业务。货物贸易法规规定需提供进出口货物报关单的，保税项下货物贸易可以以进出境货物备案清单替代。金融机构无需办理进境货物备案清单或进口货物报关单电子底账核注、结案等手续。

区内机构办理货物贸易外汇支付手续时，如提供的正本进口货物报关单或进境货物备案清单上的经营单位为其他机构，须提供付汇人与经营单位不一致原因的书面说明及可证实交易真实性及该不一致情况的商业凭证及相关海关监管单证，并留存相关单证备查。金融机构按规定进行合理审查。

- 四、区内机构可以根据其真实合法的进口付汇需求提前购汇存入其经常项目外汇账户。提前购汇及实际对外支付须在同一家金融机构办理，因合同变更等原因导致区内机构提前购汇后未能对外支付的，区内机构可自主决定结汇或保留在其经常项目外汇账户中。
- 五、简化区内机构货物贸易结汇管理。区内机构按货物贸易法规凭相关单证在金融机构办理货物贸易收入结汇，金融机构按规定进行合理审查。
- 六、简化区内机构服务贸易外汇管理。区内机构办理单笔等值 5 万美元（含）以下的服务贸易外汇收支，金融机构原则上可不审核交易单证，但对于资金性质不明确的外汇收支业务，金融机构可要求区内机构和个人提交交易单证进行合理审查。区内机构办理单笔等值 5 万美元以上的服务贸易外汇收支，由金融机构按照服务贸易外汇管理法规规定直接审核交易单证后办理。按规定应提交税务凭证的，从其规定。
- 七、外汇局按照货物贸易法规对区内机构货物贸易外汇收支进行非现场监测，对异常或可疑情况进行现场核查或现场检查，并根据核查和检查结果进行分类管理。

各分局、外汇管理部（以下简称各分局）应参照货物贸易法规制定本地区海关特殊监管区域货物贸易外汇管理风险防范操作性规定（要求见附件）。天津、上海、江苏、广东、重庆、浙江、深圳、青岛、宁波等九省、市分局、外汇管理部应于 2013 年 5 月 28 日前将本地区风险防范操作性规定报总局备案。各分局应积极与地方相关部门沟通协调，取得用于监管需要的海关特殊监管区域货物流数据。

各分局应将通知正文及时转发辖内中心支局（支局）、中资外汇指定银行（含总行）、地方性商业银行、外资银行。执行过程中如遇问题，请及时向国家外汇管理局经常项目管理司反馈。

附件：略

国家外汇管理局
2013 年 5 月 22 日